

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年6月25日
【会社名】	株式会社JBイレブン
【英訳名】	J B E L E V E N C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新美 司
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
【電話番号】	( 0 5 2 ) 6 2 9 - 1 1 0 0
【事務連絡者氏名】	取締役 亀岡 巧
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
【電話番号】	( 0 5 2 ) 6 2 9 - 1 1 0 0
【事務連絡者氏名】	取締役 亀岡 巧
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所

## 1【提出理由】

平成26年6月23日に開催された当社第33期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日  
平成26年6月23日

### (2) 議決権状況

議決権を有する株主数 2,564名  
その有する議決権の数 17,531個

### (3) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金5円(総額8,768,505円)  
剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年6月24日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

平成26年10月1日を効力発生日として、当社の運営部門および製造部門を会社分割(簡易新設分割)し、新設会社をそれぞれ「JBレストラン株式会社」「桶狭間フーズ株式会社」とする持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、定款第2条(目的)につきまして事業目的を変更するものであります。

なお、この定款の効力発生日は平成26年10月1日といたします。

#### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、新美司、永江修哉、亀岡巧、伊藤真一、棕本充土および寺岡成晃の各氏を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、伊藤眞一郎氏を選任するものであります。

#### 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、中島秀一、花井勉の各氏を選任するものであります。

(4) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	可決要件	賛成の割合	決議の結果
第1号議案	13,939個	35個	0個	(注)1	97.81%	可決
第2号議案	13,957個	17個	0個	(注)2	97.94%	可決
第3号議案						
新美 司	13,940個	34個	0個	(注)3	97.82%	可決
永江 修哉	13,939個	35個	0個		97.81%	可決
亀岡 巧	13,940個	34個	0個		97.82%	可決
伊藤 真一	13,940個	34個	0個		97.82%	可決
棕本 充土	13,940個	34個	0個		97.82%	可決
寺岡 成晃	13,940個	34個	0個		97.82%	可決
第4号議案						
伊藤 眞一郎	13,933個	41個	0個	(注)3	97.77%	可決

第 5 号議案							
中島 秀一	13,932個	42個	0個	(注) 3	97.76%	可決	
花井 勉	13,935個	39個	0個		97.78%	可決	

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成であります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第 1 号議案から第 5 号議案までのすべての議案は、株主総会前日までの議決権行使書による事前行使分、および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の合計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上